保 安 規 程

平成〇〇年〇〇月〇〇日作成

<table>
<tr><td rowspan="2">設置者</td><td>名　　称</td><td colspan="3">〇〇建設株式会社
電話　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">統括管理する事業場</td><td>名　　称</td><td colspan="3">〇〇建設株式会社　△△支店
電話　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</td></tr>
<tr><td rowspan="6">電気主任技術者</td><td>氏　　名</td><td>〇〇　〇〇</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資　　格</td><td>１種・２種・３種
（許可）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>執務形態</td><td>専任　・（統括）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">常時勤務する場所の名称及び所在地</td><td>〇〇建設株式会社
△△支店</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電話　00-0000-0000</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>適用区域</td><td>□□県
◇◇県
▽▽県</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、電気事業法第４２条第１項の規定に基づき、建設工事現場等における移動用電気工作物の工事、維持及び運用に関する基本的な事項を定めることによって、電気工作物の保安の確保に万全を期することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、**〇〇建設株式会社△△支店**において管理する建設工事現場等のうち移動用発電設備及び移動用需要設備を設置する事業場（以下「当事業場」という。）に適用する。

（適用区域：**□□県、◇◇県、▽▽県**）

（法令の遵守）

第３条　当事業場の管理者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第４条　この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

（規程等の改正）

第５条　この規程の改正若しくは前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第２章　保安業務の運営管理体制

（保安業務組織）

第６条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織構成は、次に定めるところによるものとする。

一　**△△支店長**（以下「**支店長**」という。）は、保安業務を総括管理する。

二　電気主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するために電気担当者より選任する。

三　保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統は、別表第１のとおりとする。

（設置者の義務）

第７条　**支店長**は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定及び実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

２　**支店長**は、電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係がある場合には、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

４　所管官庁が法令に基づいて行う検査又は審査には、電気主任技術者を立ち会わせるものとする。

（電気主任技術者の義務）

第８条　電気主任技術者は、**支店長**を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を遂行しなければならない。

２　電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（従業者の義務）

第９条　電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（電気主任技術者不在時の措置）

第１０条　電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

２　代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（電気主任技術者の解任）

第１１条　電気主任技術者が転勤、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任するものとする。

一　電気主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり又は精神障害等により、保安の確保上不適当と認められるとき

二　電気主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められたとき

第３章　保安教育

（保安教育）

第１２条　支店長は、保安に携わる従業者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第１３条　支店長は、電気工作物の保安に携わる従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について、必要に応じ実地訓練を行うものとする。

第４章　工事の計画及び実施

（工事計画）

第１４条　電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

２　電気主任技術者は、電気工作物の安全を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の計画を立案し、支店長の承認を求めなければならない。

（工事の実施）

第１５条　電気工作物に関する工事の実施に当たっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを実施するものとする。

２　電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。

第５章　保　守

（巡視、点検、測定）

第１６条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第２に定める基準に従い、電

気主任技術者において支店長の承認を得て計画的に実施するものとする。

第１７条　巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し若しくはその使用を一時停止し又は制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第１８条　事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第６章　運転又は操作

（運転又は操作等）

第１９条　電気工作物の運転又は操作の基準は、次の各号によるものとする。

一　平常時の操作は、「発電所の制御方法に関する説明書」等による。

二　事故その他異常時における指揮命令系統及び連絡系統は、別表第１による。

２　前項第二号の指揮命令系統及び連絡系統は、発電所及び現場事務所等の見やすい場所に掲示しておくものとする。

３　事故その他異常時における電気工作物の運転、操作、軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限については、別に定める細則によるものとする。

第７章　災害対策

（防災体制）

第２０条　台風、洪水、地震、火災その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるように緊急連絡体制を定めておくものとする。

第２１条　電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

２　電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められる時は、発電設備を停止することができるものとする。

第８章　記　録

（記録）

第２２条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第３に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。

第９章　責任の分界

（責任の分界）

第２３条　移動用電気工作物と他の電気工作物との責任の分界は明確にしておくものとする。

第１０章　整備その他

（危険の表示）

第２４条　発電機、配電盤その他電気工作物が設置されている場所であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

（測定器具類の整備）

第２５条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図書類の整備）

第２６条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書については、必要な期間整備保存するものとする。

（手続書類等の整備）

第２７条　関係官庁等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附　則

１　この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表第１

指揮命令系統及び連絡系統

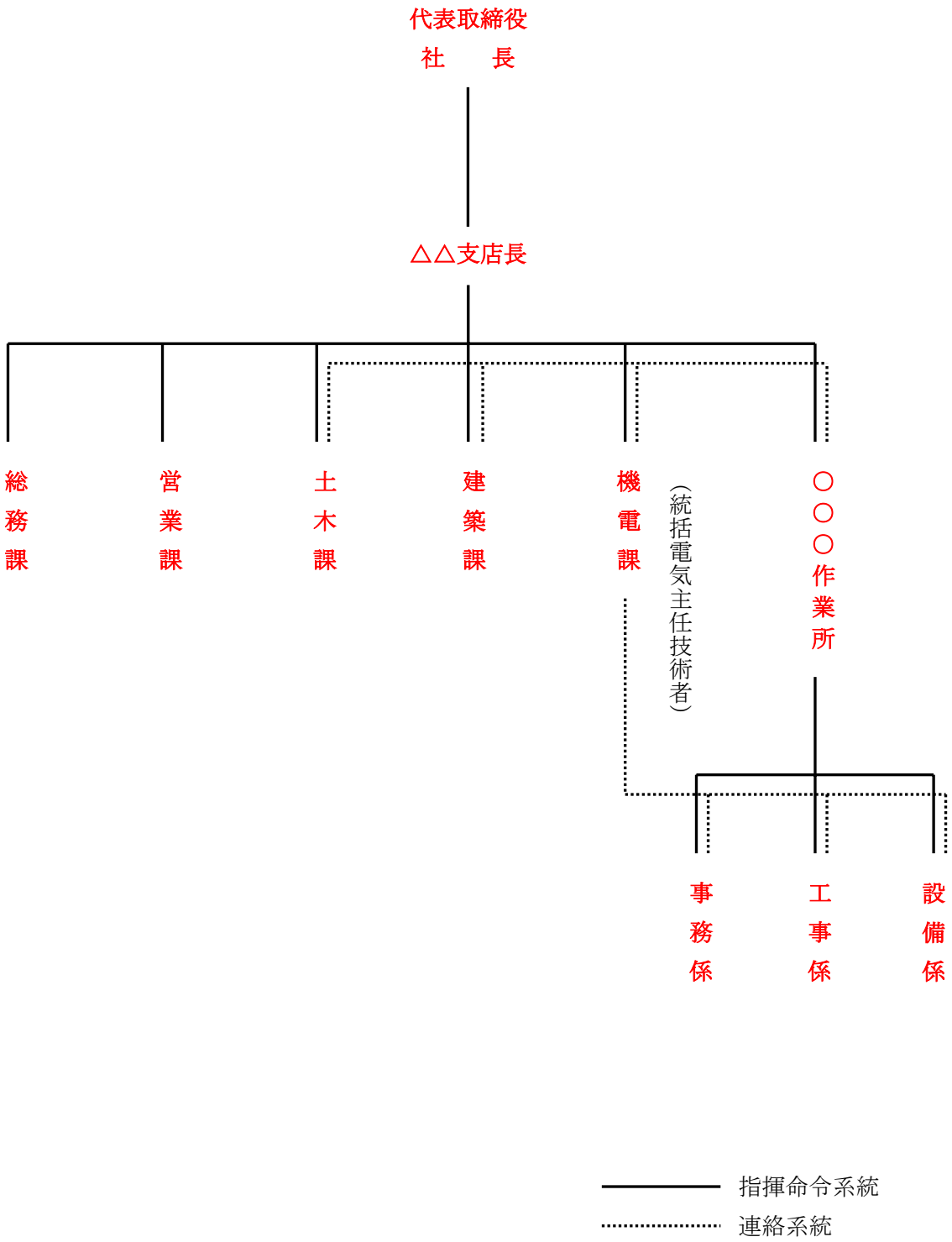

別表第２

巡視点検基準及び測定項目

対象＼項目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい
可搬形発電設備	原動機関係	1	1　日	始動点検	1	3ヶ月	機関主要部分の点検整備	1	1　年	ラジエータコア部の点検、清掃	1	1　年	騒音測定（防音型）
		2	1週間	燃料、潤滑油及び冷却水系統の漏れ等外観点検	2	3ヶ月	ファンベルトの点検及び調整	2	1　年	排気色の点検	2	1　年	シーケンス試験
		3	1週間	蓄電池の液量	3	6ヶ月	燃料及び潤滑油フィルタの点検交換	3	1　年	保安装置の動作点検	3	1　年	蓄電池の液量及び比重
					4	6ヶ月	回転速度、異音振動及び温度						
	発電機関係	1	1　日	異音、異臭、振動及び過熱等外観点検	1	3ヶ月	異音、振動及び温度	1	1　年	軸受の点検手入又は交換	1	1　年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	カーボンブラシ集電環の点検	2	6ヶ月	各部の汚損、ゆるみ及び損傷、伝達装置の点検	2	1　年	発電機本体及び制御装置内部の点検及び清掃	2	1　年	継電器試験
					3	1　年	通風部の点検	3	1　年	保護装置の動作点検	3	1　年	シーケンス試験
					4	1　年	制御装置の点検						
負荷設備	断路器遮断器開閉器類	1	随　時	外観点検 異音、異臭、開閉表示	1	3ヶ月	各部のゆるみ、脱落、過熱、変色及び損傷、開閉動作の異常の有無				1	1　年	絶縁抵抗測定

対象＼項目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい	No.	周　期	点検箇所ねらい
負荷設備	変圧器	1	随　時	外観点検 異音、異臭、振動、漏油、油量、温度	1	3ヶ月	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ及び汚損	1	3　年	内部点検 コイル接続部リード線等又は油中ガス分析	1	1　年	絶縁抵抗測定
					2	1ヶ月	接地線接続部点検						
	電動機	1	随　時	外観点検 異音、異臭、振動、回転過熱及び給油状況	1	3ヶ月	異音、振動、温度、各部のゆるみ及び損傷、伝達装置の異常など外部点検	1	3　年	軸受の点検手入又は交換	1	1　年	絶縁抵抗測定
					2	1ヶ月	接地線接続部点検	2	3　年	電動機の本体及び通風付属装置などの手入れ清掃	2	1　年	接地抵抗測定
	照明装置	1	随　時	異音、汚損、不点	1	1ヶ月	照明器具の汚損、損傷、異音及びゆるみ外部点検				1	1　年	絶縁抵抗測定
	電熱設備	1	随　時	接続部の変色、過熱	1	1ヶ月	各部の変色、損傷、ゆるみ及び可燃物との離隔状況				1	1　年	絶縁抵抗測定
	配　線	1	随　時	開閉器の点検、湿気、じんあい、電線の工事方法	1	1ヶ月	開閉器、器具の接続点検				1	1　年	絶縁抵抗測定

別表第３

保安規程により記録を整備するものは、次のとおりとする。

１　巡視記録簿

巡視の種類、対象電気工作物、実施年月日、巡視結果、巡視結果に基づき行った措置、巡視を行った者の氏名を記録する。

２　点検測定記録簿

点検・測定種類、対象電気工作物、実施年月日、点検・測定結果、点検・測定結果に基づき行った措置、点検・測定を行った者の氏名を記録する。

３　事故記録簿

重大事故

電気関係報告規則に基づく電気事故報告の速報及び詳報の控え。

機器損壊事故

発生日時、損壊機器名、損壊状況、復旧状況、原因を記録する。

４　保修工事記録簿

設備の修繕工事、改良工事、増設工事、廃止工事につき、計画概要、実施期日、工事施工者受入試験結果等を記録する。